

9 税の控除・減免等

1 所得税・市道民税の障害者控除

本人、同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合、所得金額から控除を受けることができます。

【問合せ先】 所得税・・帯広税務署 ～ 西5条南8丁目 (☎24-2161)
市道民税・・(市)市民税課市民税係 ～ 市役所2階 (☎65-4120)

2 自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免

障害者又は障害者と生計を同一にする方が所有する自動車又は軽自動車について、一定の要件を満たすことができれば、減免となる場合があります。

【問合せ先】 北海道札幌道税事務所自動車税部
～ 〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目 ☎011-746-1194
十勝総合振興局納税課収納管理係 ～ 東3条南3丁目 (☎26-9038)

3 軽自動車税(種別割)の免除

障害者又は障害者と生計を同一にする方が所有する軽自動車について、軽自動車税(種別割)が免除となる場合があります。

【問合せ先】 (市)市民税課税務係 ～ 市役所2階 (☎65-4119)

申請期限は5月末までとなります。手帳の交付日が4月2日以降の場合は翌年度から免除できます。

4 相続税の障害者控除・障害者に対する贈与税の非課税

(1) 相続税の障害者控除

法定相続人である障害者が相続や遺贈によって財産を取得した場合、85歳になるまでの年数1年につき10万円(特別障害の方は20万円)が相続税額から控除されます。

(2) 障害者に対する贈与税の非課税

障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち3,000万円(特別障害者は6,000万円)までは贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社(銀行)を通して税務署に提出する必要があります。

【問合せ先】 帯広税務署 ～ 西5条南8丁目 (☎24-2161)

5 預貯金等の利子の非課税

障害者の預貯金の利子について、非課税となる場合があります。

【問合せ先】 各金融機関 (銀行、信金、郵便局など)

6 NHK放送受信料の免除(半額免除・全額免除)

1. 対象者	半額免除	精神手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	全額免除	精神手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
2. 手続方法	(市)障害福祉課で証明を受け、NHKへ提出してください。	
3. 必要なもの	①精神手帳 ②印鑑	
証明書交付場所	(市)障害福祉課 ～ 市役所1階 (☎65-4147)	
問合せ先	NHK帯広放送局 ～ 西5条南7丁目2-2 (☎23-3114・受付時間:平日10時～17時)	